正しく判定! 法人税の損金算入・不算

第27回(最終回) 新元号公表に伴うシステム修正費用は修繕費?

公認会計士 · 税理士 清端 浩人 税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。

もうすぐ平成も終わりを告げ、5月1日から新たな元号となりますが、新元号に対応するためにシステムの修正をしな いといけないようです。

ところで、その費用は修繕費として損金処理することができるのでしょうか。



今回の新元号公表に伴うシステム修正費用のうち、元号が変わることによってシステムそのものが使用不能となるのを 防ぐために要した費用は、修繕費として経費(損金)処理することができます。しかし、新たな機能の追加、向上等に要 した費用に該当する場合には、資本的支出として固定資産に計上することになります。

なお、実務上は、修繕費か資本的支出かの判定は、非常に難しい面があるので、税務上、形式基準(下記2フローチャ ート参照)により判断できるようになっています。

解説 …………

1 修繕費と資本的支出の意義

(1) 修繕費

損金として処理できる修繕費とは、固定資産の通常の維持管理及び原 状回復等のための支出をいい、ソフトウエアの場合は、右のような支出 が該当します。

(2) 資本的支出

固定資産に計上して減価償却していくことになる資本的支出とは、固 定資産の使用可能期間を延長させたり、又は固定資産の価値の増加をも たらす支出をいい、ソフトウエアの場合は、右のような支出が該当しま す。

修繕費の例

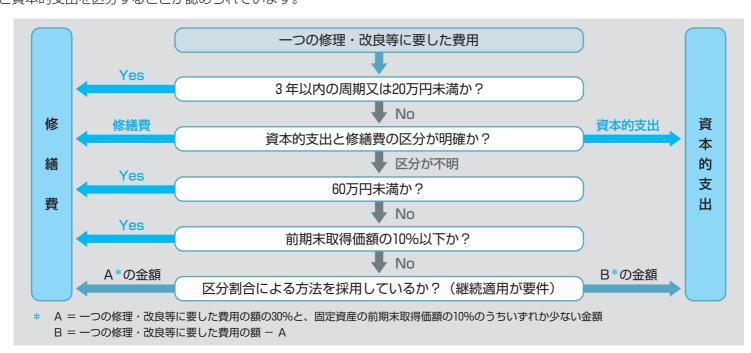
- プログラムの機能上の障害の除去費用
- 現状の効用の維持等に要する費用

資本的支出の例

- 新たな機能の追加
- 機能の向上等に要する費用
- (注) 既存のソフトウエア、購入したパッケージソフトウエア等に大幅な仕様変 更をした費用は原則として取得価額に含まれます。

2 修繕費と資本的支出との区分

修繕費と資本的支出は本来的にその性質が異なり、明確に区分されなければならないものですが、修繕費か資本的支出かの区分は、実 務上は非常に難しい面があります。このため、一つの修理・改良等に要した費用について、税務上、以下のような基準(形式基準)で修 繕費と資本的支出を区分することが認められています。



システムの修止費用が修繕費として認められた事例

MEMO

消費税率の引上げや2000年問題に対応するために行った現状の機能・価値の維持費用や、マイナンバー制度の 導入に伴い給与計算システムを改修した費用等は、修繕費としてよいとされた事例があります。





溝端 浩人(公認会計士·税理士) 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認 会計士事務所開業。株式会社コンサルティン グ・モール代表取締役。

【事務所】大阪市天王寺区(谷町九丁目)



松本 栄喜 (税理士)

大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中 公認会計士事務所にて実務を経験後、平 成18年に税理士事務所開業。税理士法人 松本会計事務所代表。

【事務所】大阪市淀川区西中島

著書

「図解・業務別 会社の 税金実務必携」(共著)他

